



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 県2丁目  
B 県2丁目

請求部	所在	松本市県三丁目		地番	1896番3		
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備考	年月日 原因	備考			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成26年1月16日  
長野地方法務局松本支局  
登記係

A3をA4に縮小